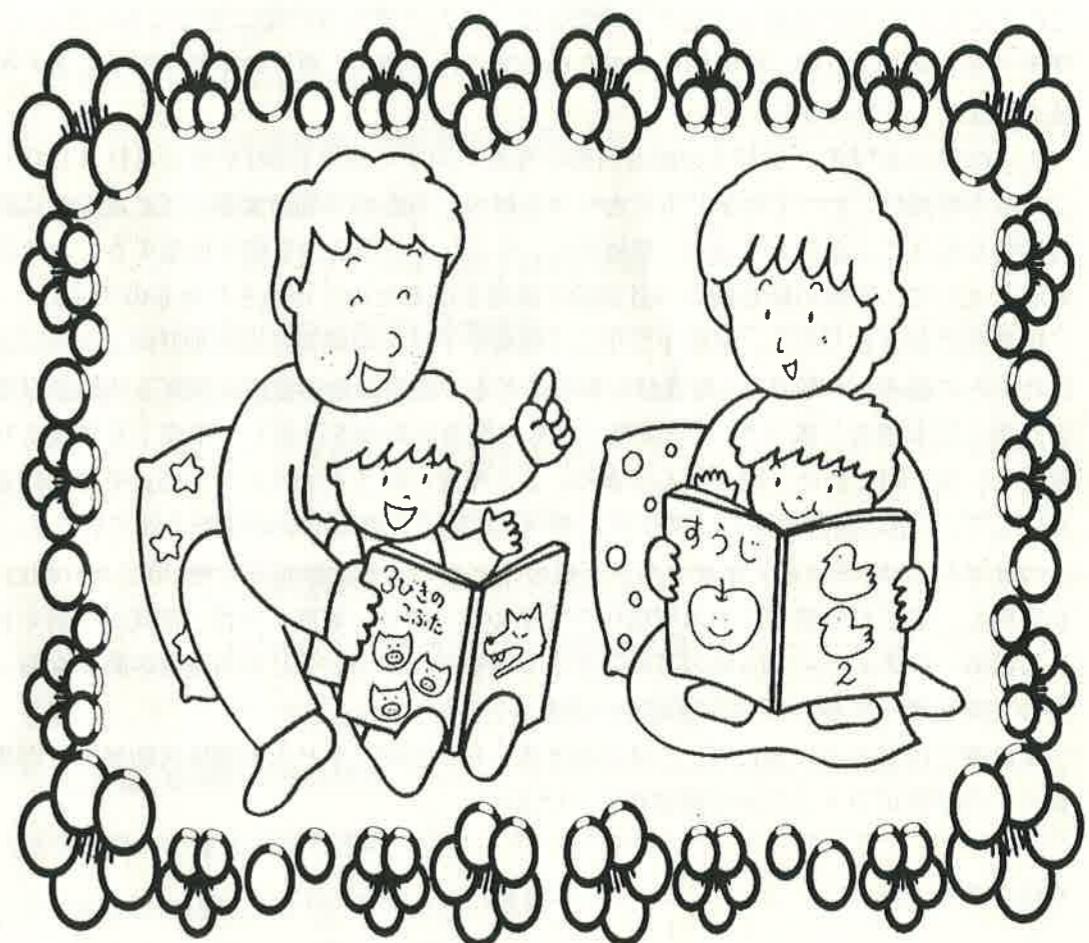


上板町

子どもの読書活動推進計画（第2次計画）



平成27年4月

上板町教育委員会

目 次

第1章 子どもの読書活動推進の基本的な考え方	1
1. 上板町子どもの読書活動推進計画策定の趣旨	1
2. 上板町の子どもの読書活動の現状	1
3. 基本方針	2
4. 計画の期間	2
第2章 子どもの読書活動推進のための方策	3
1. 学校等における読書活動の推進	3
(1)保育所・幼稚園における読書活動	3
(2)小学校における読書活動	6
(3)中学校における読書活動	8
2. 家庭における読書活動の推進	9
(1)ブックスタートにおける読書活動	9
(2)家庭における読書活動	10
3. 地域における読書活動の推進	11
(1)公民館等における読書活動	11
(2)図書館における読書活動	11
(3)学童保育クラブにおける読書活動	12
(4)ボランティア団体における読書活動	13
(5)支援を必要とする子どもたちの読書活動	14
第3章 学校・家庭・地域の連携の強化	15
第4章 情報収集及び啓発活動の推進	16
第5章 子どもの読書活動推進のための体制の整備	17
解説	18
参考資料 子どもの読書活動の推進に関する法律	19
「上板町子どもの読書活動推進計画」策定の経緯	22
町内ボランティアグループ	23
上板町子どもの読書活動推進計画委員会名簿	25

はじめに

「スマートフォン」や「タブレット」等、メディアの躍進によって、便利でおもしろい道具が増え、活字媒体の利用率が下がっています。この「活字離れ」の現象は、日本語が乱れたり、考える力が弱くなったりすると言われております。

子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高める等人生をより深く魅力的なものにしていく上で欠かす事のできないようなものです。

平成13年には、「子どもの読書の推進に関する法律」が施行され、この法律は「全ての子どもが自主的に読書活動が出来るよう、また、適切な時期に適切な本に出会い、読書が楽しめるように、積極的にそのための諸条件を整え、環境の整備を図ること」を基本理念としています。

この法律に基づき、「子どもの読書活動の推進に関する基本計画」が策定されました。この基本計画は、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的に、そのための環境の整備を推進することを基本理念として、施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定められたものです。

徳島県におきましても、平成15年に「徳島県子どもの読書推進活動計画」が策定されたことに鑑み、本町でも、国並びに県の子どもの読書活動の推進に関する法律及び推進計画の基本理念に基づき、「上板町子どもの読書活動推進計画」を平成19年度より策定し、5年間にわたり取り組んで参り、23年度に終了をいたしました。その間におきまして、「朝の読書活動」、「ブックスタート」等、素晴らしい効果を上げています。

つきましては、平成27年度より、「上板町子どもの読書活動推進計画(第2次計画)」を実施し、子どもの読書活動の環境作りを進めると共に、家庭・学校・地域が連携をさらに深め、ボランティア団体のご協力とご支援を得ながら、子どもの読書活動のなお一層の充実を図って参りたいと考えています。

本計画を作成するに当たり、ご尽力頂きました「上板町子どもの読書活動推進計画委員会」の委員の方々に心から感謝申し上げます。

平成27年4月

上板町教育委員会

教育長 板東秀則

第1章 子どもの読書活動推進の基本的な考え方

1. 上板町子どもの読書活動推進計画策定の趣旨

子どもの頃に読書活動が多かったり「好きな本」「忘れられない本」がある大人は、成人後も読書量が多い傾向にあり、「意識、能力」が高い傾向があります。言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにすることは、人生をより深く生きる力を身につけていくために欠くことが出来ないものであり、論理的な思考力や豊かな感性を養うとともに、主体的に学ぶ力の基礎を育成する重要な活動です。

「スマートフォン」や「タブレット」等、メディアの躍進によって、便利でおもしろい道具が増え、活字媒体の利用率が下がっています。この「活字離れ」の現象は、日本語が乱れたり、考える力が弱くなったりすると言われております。

このような状況を踏まえて、国は子どもの読書活動推進のための取り組みを進めるため、平成13年12月に「子どもの読書活動推進に関する法律」を公布・施行しました。この法律に基づき、平成14年8月には、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動ができるように、積極的にそのために環境整備を図ることを基本理念とした「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が定められました。

徳島県においても、国の基本的な計画に基づいて、平成15年11月に「徳島県子どもの読書活動推進計画」が策定されました。

本町においても、「上板町子どもの読書活動推進計画」を平成19年度より策定し、5年間にわたり取り組んで参り、23年度に終了をいたしました。その間におきまして、「朝の読書活動」、「ブックスタート」等、素晴らしい効果を上げています。その効果を更に充実させるため、平成27年度より、「上板町子どもの読書活動推進計画（第2次計画）」を策定いたしました。子どもの読書活動の環境作りを進めると共に、家庭・学校・地域が連携をさらに深め、ボランティア団体のご協力とご支援を得ながら、子どもの読書活動のなお一層の充実を図って参りたいと考えています。

2. 上板町の子どもの読書活動の現状

本町には図書館がなく、公民館に図書室を設置し、町民が自由に利用出来る状況にあります。図書室の蔵書は古いものがほとんどであります、平成23年度～平成25年度の3年間に、絵本や児童図書など、545冊を購入し充実させました。

また、ボランティア団体による「朝の読書」は平成13年より全ての学校でスタートしており、現在でも実施されています。定期的な読み聞かせ活動の実施や、股関節脱臼検診時におけるブックスタート等の子どもに関わる読書活動が展開されています。

3. 基本方針

無理に読書を習慣づけようすることは難しいですが、毎日の生活のなかで、本にふれあう時間を作つてあげることで、子どもの本に対する認識は変わってくるはずです。自発的に本を読んでくれる日が来るまで、家庭・地域・学校・公民館・ボランティアグループ等が、情報交換しながら、連携し、協力体制を構築していきます。

読書が習慣になると、思考力を養う事ができ、人の気持ちを汲み取れるようになります。ストーリーが展開するということは、人物の気持ちを読み取ることで周りの人の気持ちを汲み取れる子どもに育ちます。自分とは違った生き方や境遇の人たちを知ることで、心に刺激が与えられ、異文化への理解が深まり、共感する能力が育ちます。

また、たった6分の間の読書が、ストレスの3分の2以上を軽減する効果があるそうです。読書をしている最中の適度な集中力が、脳をリラックスさせ、緊張をほぐす効果があるため、ストレスを軽減できると考えられています。

読む習慣を持つことは、集中力をアップさせ、集中力の持続時間が長くなる効果があります。将来においては、仕事でも役に立つ能力のアップにつながります。

それらの効用をいかし、次世代への担い手として、子どもの感性を、より豊かで、より素晴らしいものにして参ります。子どもたちの子どもたちへ、そのまた、子どもたちへ、平和で蒼い地球を贈るのは、私たち大人の仕事であると考えています。

4. 計画の期間

計画の期間については、平成27年度から平成31年度までの5年間とする。

第2章 子どもの読書活動推進の方策

1. 学校等における読書活動の推進

(1) 保育所・幼稚園における読書活動

《現状と課題》

幼稚園や保育所においては、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に示されているように、幼児が絵本に親しむ活動を積極的に行ってています。

保育所では、6か月から3歳までの乳幼児を保育しています。日々の保育の中で、保育士による乳幼児の発達段階に応じた絵本の読み聞かせやお話をしています。各年齢ごとに絵本のコーナーを設け、絵本にふれ、親しみ、想像したり表現したりする楽しさが味わえるような環境づくりに努めています。週一回ボランティアグループによる読み聞かせも実施され、保育所の生活の中に定着しています。家庭で保護者と共に絵本を楽しむことの大切さを伝えるためのひとつの手段として、月刊絵本も購入しています。また、家庭における読書活動を促すために、絵本の貸し出しや古くなった紙芝居の貸し出しまでいます。お迎え時に、コーナーで絵本を読む親子の姿をよく見かけます。また、「これ借りる。」と言っている子どもの声もよく聞くようになりました。

保育所内にある子育て支援センター事業においても、絵本の読み聞かせをとおして親子で豊かなコミュニケーションの時間をもつことの大切さを啓発し、支援しています。

幼稚園では、幼児の発達や生活にあわせて、教師が絵本の読み聞かせをしたり、自然や身近な生活にかかる絵本などを遊びの中に取り入れたりしています。絵本コーナーを設け、幼児が絵本や物語に親しむことにより、自分の経験と結びつけながら、想像したり、表現したりする楽しさが味わえるような環境づくりの工夫にも取り組んでいます。また、各自で月刊の絵本を購入したり、週末に幼児が興味をもった絵本の貸し出しが行ったりすることをおして、家庭で保護者と共に絵本を楽しめる環境づくりにも努めています。ボランティアグループによる読み聞かせも行っています。

このように、乳幼児期に絵本にふれる機会を設け絵本に親しむことにより、さまざまなことを想像したり表現したりする楽しさを経験することは、豊かな感性を育み、将来にわたる読書活動の基礎となります。今後も保護者や地域のボランティアグループの方々と共に、発達段階に応じた読書活動への理解を深め、家庭における読書活動についても支援をしていきます。課題としては、図書の種類や数量において十分とはいえない状態であることや、家庭での親子読書の実施状況において、保護者の読書活動への意識の違いや、ゆっくり読書に向き合う時間のない家庭も増えつつあることにより、家庭での読み聞かせの二極化が進み、子どもの読書への意識づけにも影響を及ぼしかねないということなどが挙げられます。

《具体的な取り組み》

- 幼児が楽しく、親しみをもって読めるような図書の充実に努めます。
- 「読書の生活化プロジェクト」の推進に努めます。(幼稚園)
- ボランティアグループと連携し、絵本の読み聞かせの実施・充実に努めます。
- 絵本の貸し出しの実施を促し、家庭における親子読書を支援し、読み聞かせ等の大切さを啓発し、理解の促進に努めます。
- 絵本コーナーなど環境の見直しや成長に応じた絵本の選択、読み聞かせの技術や読書活動の理解等について教職員が研修を行い、意識の高揚を図ります。

《子どもの読書活動の様子》



絵本を選ぶ子どもたちの様子



『えほんひろば』で思い思いに
読書活動をしている様子



幼虫を図鑑で調べている様子



子どもたち同士で『読み聞かせ』
をしている様子



友達と一緒に絵本を共有している様子



《読み聞かせボランティアの方々による読み聞かせの様子》



子どもたちも一緒に参加して
絵本の読み合わせ



大型絵本

(2) 小学校における読書活動

《現状と課題》

本町の小学校においては、「朝の読書」を取り入れた読書指導をしたり、保護者や地域の方々のボランティアによる読み聞かせをしたりするなど、さまざまな読書活動が広まり定着してきました。

「朝の読書」活動では、週に数回授業の始まる前の15分間程度、児童がそれぞれに自分の好きな本を選び、教室で熱心に読んでいます。「朝の読書」を楽しみにしている児童も多くおり、子どもの読書習慣を形成していく上で大きな役割を果たしています。掃除の後、10分間の読書活動に取り組んでいる学校もあります。読書の時間を帯びることにより、1校時や5校時に落ち着いた態度で学習に取り組むことができるようになってきました。

また、この時間とは別に週1回のボランティアグループの方々による読み聞かせを行っています。全学級で実施しており、学年や季節にあわせた絵本・新聞・紙芝居などを使い、子どもたちの読書への興味を引き出しています。学級文庫の充実を優先的に行うことで児童の身近に本がある環境が整ってきました。

「朝の読書」で読む本は、児童自身が用意をしたり、学級文庫から選んだりしています。幅広い分野の本を選べるように、学級文庫の充実にも努めています。

学校の図書室では、毎年新刊図書を購入したり、蔵書数を増やすため町外の図書館から団体貸し出し図書として借り入れたりしている学校もありますが、その数は十分ではありません。また、雨の日に読み聞かせを行ったり、読みたい本が見つかりやすいような配置を行ったりと工夫して取り組んでいますが、教室での読書と比べると少ないです。

読書活動が活発なものとなるように、図書委員会の児童が中心となって貸し出しランキングや多読賞の表彰、図書室の利用の呼びかけなどを行っています。また、読書集会を開いたり、新刊紹介をしたり、読書週間の啓発をしたりするなど本に親しむことができるような活動を展開している学校もあります。

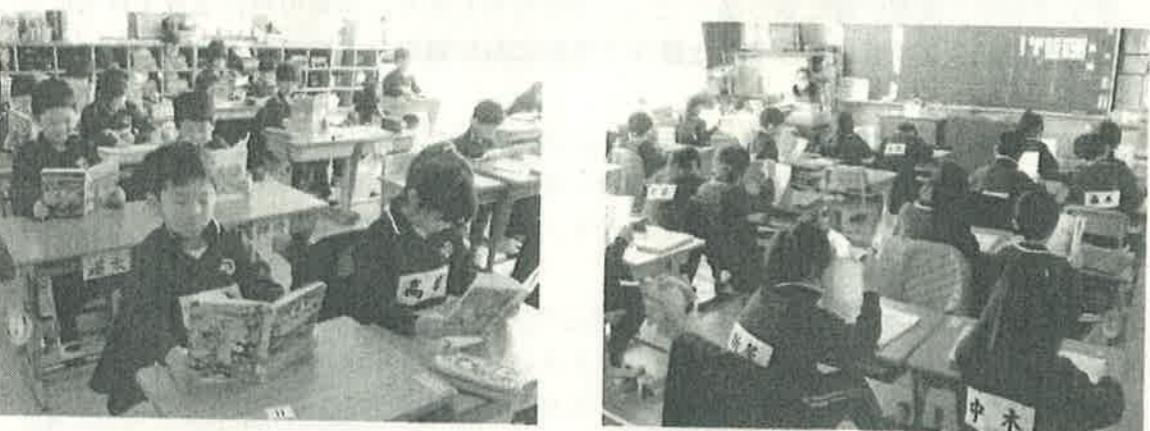
ただ、図書室が開いている時間が短いことや、図書室の位置や環境整備などの問題もあり、魅力的な図書室づくりができていないのが現状です。

《具体的な取り組み》

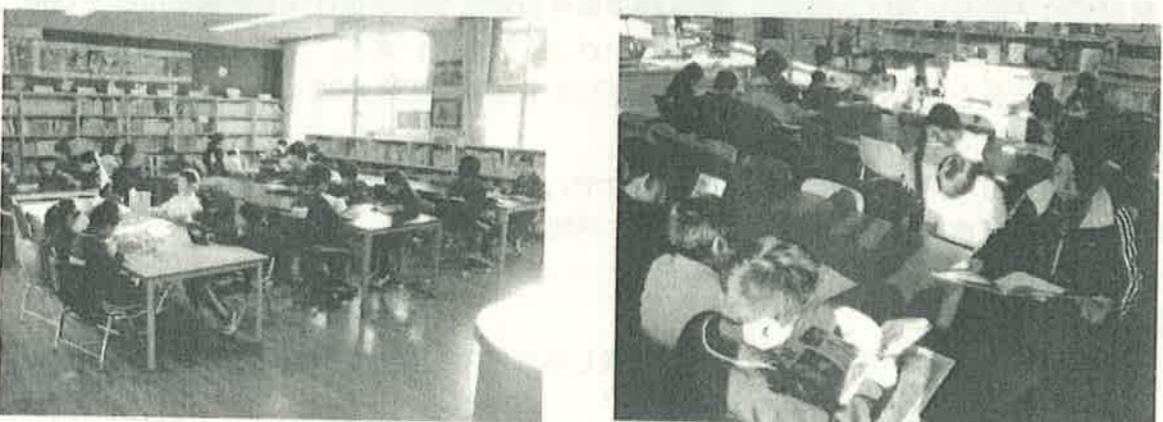
- 児童が読みたい本の情報を把握し、本に親しみを持てるように図書室や学級文庫、図書コーナーなどの環境づくりを行います。
- 読書センター・学習情報センターとしての機能を充実し、魅力的な図書室を目指します。
- 図書室を計画的に利用した授業を実施します。
- 障がいのある子どもに対しては、障がいの状態に応じて適切な本を準備したり、薦めたりして、読書活動の支援をします。また、点字図書の充実にも努めます。
- 読書への興味や関心を高めるために、新着図書の紹介や「読書週間」行事を実施するなど、図書委員会活動の活性化を促します。
- 保護者をはじめとする地域の人々やボランティアグループとの連携を図りながら、「読み聞かせ」等を通して児童に読書の楽しさを伝えていきます。

- 公立図書館や地域との連携を図り、読みたい本や調べたい本の情報を相互に提供し合い、開かれた図書室の運営に努めます。
- 「朝の読書」や「読み聞かせ」などの読書活動の活性化に努めます。
- 読書力の向上を図るため、教職員の研修を充実させ、保護者への啓発を薦めます。
- 週末読書の啓発と併せて、家族で同じ本を読むように呼びかけたり、学年便りでお薦めの本を紹介したりと、保護者への啓発と家庭読書の定着を図るようにしています。

読書の様子（学級）



読書の様子（図書室）



※ 読書の時間、子どもたちは集中して読書に取り組むことが出来ています。
教師も、子どもたちと一緒に読書に親しんでいます。

(3) 中学校における読書活動

《現状と課題》

本校では、「朝の読書」の時間を平成13年から継続して設けています。登校直後から自主的に読書する生徒も多くみられ、朝読の時間は生徒にとってかけがえのない時間となっています。生徒は読みたい本を個人的に用意して読んでいますが、学級にも学級文庫として約100冊前後の図書を配置し、定期的に交換しています。また、毎週水曜日には読み聞かせボランティアグループ「藍の会」の方による読み聞かせも取り入れています。

図書室は学年利用日と全体利用日の二種類に分けて開館しています。新刊コーナーの棚を設け、新しく入った本がすぐにわかるようにしています。「心を揺さぶる本」や「おすすめの本」などの掲示を付け足し、読書欲をかき立てるような工夫も行っています。またスポーツで活躍した人の本をタイムリーに置くようにしています。

しかし、今年度実施した『読書の生活化プロジェクト』調査で、「学校では本や新聞を読んでも家庭ではほとんど読まない」という生徒が圧倒的に多いという結果が出ました。「部活動や習いごとが忙しく、本を読む時間がほとんどない」という近年の中学生の課題は、本校でも同様の結果となりました。だからこそ、まずは学校で読書しやすいような環境を整え、家庭の読書につなげていけるような学校独自の取り組みが重要だと再確認しました。



《具体的な取り組み》

- 「朝の読書」の時間を継続し、読書活動の活性化に努めます。
- 「藍の会」と連携し、読み聞かせの時間を継続して行うことにより、読書の楽しみやおもしろさを味わう場を設定します。
- 子どもの発達段階や個性に応じた本の情報を把握し、図書室や学級文庫の蔵書の充実に努めます。
- 落ち着いて読書ができるよう、図書室の環境を整えます。
- 『図書だより』を発行し、図書室の利用や新刊図書に関する情報を提供します。
- 各教科や、総合的な学習の時間などの教育活動に必要な図書の活用の時間を設けます。
- 学級文庫を定期的に入れ替え、さまざまなジャンルの本とふれ合う機会を増やします。
- 各校における実践事例や先進的な取り組みに関する情報交換、研究協議の充実に努めます。



2. 家庭における読書活動の推進

(1) ブックスタートにおける読書活動

《現状と課題》

本町では、3～5か月の乳児を対象とした股関節脱臼検診の際に、福祉保健課と町内の子育て支援ボランティアグループを中心となり、「しあわせ広げる、愛情ことば」を合い言葉に、絵本を通して親子のふれあいを深めてもらおうとブックスタートを実施しています。

平成25年度は対象者76名中73名に実施し、96.1%と高い実施率となりました。未実施だった3名については後日福祉保健課保健師が訪問等することにより、全員に実施することができています。また、NPO法人ブックスタートより講師を招いてワークショップを実施し、ボランティアグループの資質向上を目指す取り組みも実施しました。

ブックスタートの短い時間では、十分に絵本の大切さや素晴らしさを伝えることができない場合もありますので、ブックスタート以外の子育て支援の場においても絵本に触れ合う大切さを継続して伝えていくことが必要です。

《具体的な取り組み》

本町に住所を有する全ての乳児とその保護者を対象に、3か月ごとに行われる股関節脱臼検診の案内通知等で、保護者にブックスタート実施についての周知を行い、検診実施前の待ち時間にブックスタートを実施します。

股関節脱臼検診は受診率も高く、所要時間も短いことから、ブックスタートでひと組ひと組の親子がじっくり話をすることができます。「ブックスタート・パック（絵本2冊他）」をプレゼントし、読み聞かせの仕方や楽しさ、絵本の選び方、乳幼児期から親を通じて親子で一緒に絵本に親しむことの大切さを伝え、家庭における読書活動の推進を図ります。



▲ブックスタート・パック



(2) 家庭における読書活動

《現状と課題》

最近の子どもたちを取り巻く生活環境は、テレビ・ビデオ・インターネット・携帯電話等の情報メディアの発達、普及により手軽に情報が得られ楽しめるため、読書への関心が薄れ、次第に本から疎遠になってきています。また、家庭では核家族化が進み、両親ともに就労する家庭が増加し、そのうえ、子どもたちは、テレビゲーム・学習塾等に費やす時間が多くなっており、家庭で親と子どもがともに読書するという家庭環境や習慣が失われつつあります。

本町のほとんどの子どもたちも、同様の生活環境・家庭環境の中で毎日を過ごしているように思われます。このような最近の環境の中で、保護者や家族が読書活動の意義や重要性を理解し、子どもが少しでも読書活動に取り組む事が出来るよう家庭環境を整えていくことが大切です。

子どもが最初に本と関わる場所が「家庭」であり、本を介して親とゆったりとした時間を共有することは、幼い頃から本に親しむ機会を与え、親への信頼や自分への愛情を確認する場となり、情緒豊かな大人へと成長していく手助けとなります。

また、子どもの成長過程において、親が積極的に読書に親しむ姿を見せるることは、子どもの読書への興味や意欲を促すきっかけになります。家庭においては、子どもの発達に応じて読み聞かせをしたり、一緒に読書する時間を設けたりするなどして、読書を日常の生活に習慣づけていくことが必要であると考えます。

《具体的な取り組み》

- 家庭内で、子どもが興味や関心を持つ本を目にふれる場所や取りやすい場所に配置し、読書に関心を持ちやすい環境を作ります。
- 夏休み等の長期休暇中に親子での読書の日などを設け、読書に対する楽しみや喜びを深めます。
- 推薦図書や現在読んでいる本・読みたい本などを情報を把握し、保護者に情報提供して家庭での環境作りをサポートしていきます。

3. 地域における読書活動の推進

(1) 公民館等における読書活動

《現状と課題》

本町は、公民館に図書室を設置し、町民が自由に利用出来る状況にあります。

図書室の蔵書は古いものがほとんどであり、平成23年度～平成25年度の3年間に、545冊を購入し充実させました。

《具体的な取り組み》

○子どもが読書に親しめるような図書の充実に努めます。

○子どもが利用しやすいように、図書室の環境を整備します。

○ボランティア団体との連携を図り、子どもの図書への関心と興味の高揚に努めます。

(2) 隣保館における読書活動

《現状と課題》

本町には、文化センターという隣保館があります。センターの一室に乳幼児を対象とした図書コーナーを設けております。

《具体的な取り組み》

○公民館図書室、または板野町文化の館から図書の貸し出しをし、センター一室にある乳幼児を対象とした図書コーナーに、常に新しい図書の整備をします。

(3) 学童保育クラブにおける読書活動

《現状と課題》

本町には、学童保育クラブが各小学校の近くの施設に設置されております。運営形態は、町の委託を受け、保護者や地域の人たちが運営し、昼間保護者が不在の小学生に毎日安心して生活出来る場所を保障し、専任の指導員が健康・安全管理・遊びや活動行事などの生活全般を通して成長への援助や働きかけを図っています。

各学童がそれぞれ工夫して読書に親しむ機会を設けており、長期の休みや土曜日においても、ボランティアや指導員による「読み聞かせ」を実施しております。しかし、静かに本を読むスペースが確保出来ない状態にあり、平日においては異年齢で帰所時間が異なるため「読み聞かせ」の実施や本の選定等、難しい面もありますが、今後は定期的な読書活動の定着化を図っていきます。

《具体的な取り組み》

○子どもが本に親しめるための図書コーナーの充実に努めます。

○指導員の読書活動に関する意識の高揚を図るため、研修会に参加し、学童保育クラブにおける読書活動の充実につなげていきます。

○図書室の団体貸し出しを利用する等、図書室利用の充実に努めます。

○ボランティア団体・地域住民等と連携を図りながら、絵本の「読み聞かせ」等の定期的実施と充実に努めます。

○学童保育クラブの行事・おたよりを通じ、子どもたちや保護者に読書の関心が高まるよう働きかけます。



(4) ボランティア団体における読書活動

《現状と課題》

本町の読書に関するボランティア団体活動は平成13年から開始され、自主的な個人の集まりである「読み聞かせ」活動を中心として、町内の保育所、幼稚園、小学校、中学校等で実施されており、地域に根ざした活発な取り組みが展開されています。

現在、読書ボランティア団体として、保育所では「さくらんば」、各幼稚園・小学校においては「おはなしキラキラ」「おはなしシャワー会」「おはなしダイヤ」「わくわくはあと」、中学校は「藍の会」が週一回定期的に「読み聞かせ」活動をしており、その活動は着実に効果を上げています。

さらに、ボランティア団体は保護者だけでなく広く地域の方々の参加もあり、幅広い活動内容となっております。年に何度か各読み聞かせボランティア団体による合同研修会、交流会や全体での読書推進の行事も行われています。

図書館がない本町においては、子どもの身近に本のある環境づくりが推進されており、板野町文化の館図書館・徳島県立図書館より本・絵本等の団体貸し出しによる連携・協力もなされています。

そして、「さわらび読書会」による郷土の先人達をテーマにした紙芝居の制作と、町内外への公演が行われています。こうした活動により、子どもたちが地域の素晴らしさを知る事が出来、郷土に誇りをもてる交流がなされています。

活動の場を広げていく一方で、ボランティアの人員確保が充分とはいえない状況です。この活動を長く続けていくためには人員の確保、組織の充実が必要であると考えます。

《具体的な取り組み》

- 学校等と連携をとりながら、「読み聞かせ」活動を継続し、子どもたちの情緒の安定化や子ども自らの読書力の向上を推進します。
- 学校や関係機関と連携し、「おはなし会」「催しもの」の実施をすることにより、地域に根ざした運動を推進します。
- 各ボランティア団体間で連携して、交流や各種研修会を活性化し、その資質と技術の向上やブックトークの充実を図ります。
- ボランティア活動により、子どもたちが読書活動へ理解や関心を高めるよう家庭や地域の広報に努めます。
- 子どもたちの身近に本のある、本に親しめる環境づくりを推進します。
- ボランティア活動により出来るだけたくさんの子どもたちに、小さなときから本にふれあうことで読書の楽しみを知ってもらえるように努めます。

(5) 支援を必要とする子どもたちの読書活動

《現状と課題》

各学校では、支援を必要とする子どもに「朝の読書」やボランティア団体による「読み聞かせ」等の取り組みを行っています。子どもの障がいの状態等に応じた読書活動支援と、地域・家庭・学校・関係機関・ボランティア団体等の連携を図る必要があります。

《具体的な取り組み》

- 支援を必要とする子どもたちにも等しく読書の世界へ扉が開かれるよう、ボランティアによる朗読や読み聞かせの実施とその充実に努めます。
- 一人一人の障がいに応じた読書の方法の工夫に努めます。

活動内容 毎週(水) 8:25~8:35

(小学校での読み聞かせの様子)



第3章 学校・家庭・地域の連携の強化

《現状と課題》

子どもの読書活動を推進する上で、学校・家庭・地域（公民館・図書館・学童保育・ボランティア団体等）の連携・協力による取り組みと推進体制の確立が求められています。

具体的には、平成13年度からボランティア団体による幼稚園・小学校・中学校等への「読み聞かせ」活動が実施されており、更に平成18年度よりブックスタート事業に取り組み、1歳未満の乳児を対象に股関節脱臼検診時に絵本のプレゼントとボランティアによる絵本の紹介等を行っています。今後、さらにこの三者の連携を図り活動の輪を拡大する必要があります。

《具体的な取り組み》

- 子どもの読書活動推進実行委員会を通じて、各関係機関、団体が連携・協力し、子どもの読書活動を推進します。
- 「読み聞かせ」ボランティアの養成及び資質向上を図るため、研修会や養成講座開催等の取り組みを推進します。

第4章 情報収集及び啓発活動の推進

《現状と課題》

子どもたちの自主的な読書活動を推進するためには、読書活動に関する情報提供と子どもを取り巻く社会全体の読書活動への理解と協力が必要です。

本町では、ボランティア団体による読書活動が進んでおり、子どもの読書活動を推進するための社会的運気は保護者のボランティアを中心に高まりつつあります。

今後、子どもたちが読みたい本・読んでほしい本等の情報や、学校・公民館・ボランティア団体等の地域社会で行われる様さまざまな読書活動やイベント等の情報を収集し、町の広報紙等を通じて積極的に提供するとともに読書活動の意義や重要性について広く啓発することが大切です。

《具体的な取り組み》

- 「子ども読書の日」「子ども読書週間」や「秋の読書週間」を中心に啓発広報活動を行います。
- 学校・家庭・地域ボランティア団体の連携を図り、ポスター・リーフレット等の配布を行い、啓発活動を推進します。
- 町のホームページや広報紙を活用し、積極的に提供し、推薦図書の紹介に努めます。

第5章 子どもの読書活動推進のための体制の整備

《現状と課題》

子どもの読書活動を推進する上で、学校・家庭・地域（公民館・隣保館・学童保育・ボランティア団体等）が一体となった取り組みが必要であり、そのための推進体制の確立が求められています。

本町では、ボランティアにより保育所・幼稚園・小学校・中学校等において「読み聞かせ」活動が、乳児を対象にブックスタートが行われており、効果をあげているところですが、今後、さらに子どもの読書活動を充実推進するためには、恒常的な推進協力体制を構築する必要があります。

《具体的な取り組み》

- 子どもの読書活動推進を図るために、学校・家庭・地域の関係団体からなる「上板町子どもの読書活動推進実行委員会」を設置し、情報交換や進捗状況を検討しながら相互協力に努めます。
- 定期的に子どもの読書活動の調査を行い、読書の実態を把握し、具体的な取り組みに活かすよう努めます。
- 県立図書館や町外の公立図書館等とも連携を図り、多様な取り組みについての情報収集と提供に努めます。

解説

- 「子どもの読書活動の推進に関する法律」における「子ども」
ここでいう子どもとは、おおむね18歳以下の者をいう。

○読み聞かせ

絵本、紙芝居などを子どもに読んで聞かせ、子どもの想像力を喚起する。最近、「読み聞かせ」の言葉が強制的な感じがするということで、「読み語り」という場合もある。

○朝の読書

朝の読書運動として、1988年千葉県・船橋学園女子高等学校の2人の教師の提唱と実践で始まった。実践の4原則「みんなでやる、毎日やる、好きな本でよい、ただ読むだけ」。

○ブックスタート (Book start)

赤ちゃんと保護者に対して、親子で一緒に絵本を楽しむことの大切さを伝えながら、絵本を手渡す運動

○ブックトーク

一定のテーマをたてて何冊かの本を紹介する事。

○子ども読書の日

子どもの読書活動の推進に関する法律 第10条

○秋の読書週間

10月27日～11月9日までの2週間にわたり、読書を推進する行事が集中して行われる期間。

参考資料

子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。
2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども

読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

- 第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。
- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
 - 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

- 第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業

への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

「上板町子どもの読書活動推進計画」策定の経緯

期　　日	内　　容
平成26年12月 2日(火)	第1回 上板町子どもの読書活動推進計画策定委員会 中央公民館 第1会議室
平成26年12月 2日(火) ↓ 平成27年 1月 8日(木)	上板町子どもの読書活動推進計画執筆
平成27年 3月 2日(月)	第2回 上板町子どもの読書活動推進計画策定委員会 中央公民館 第2会議室